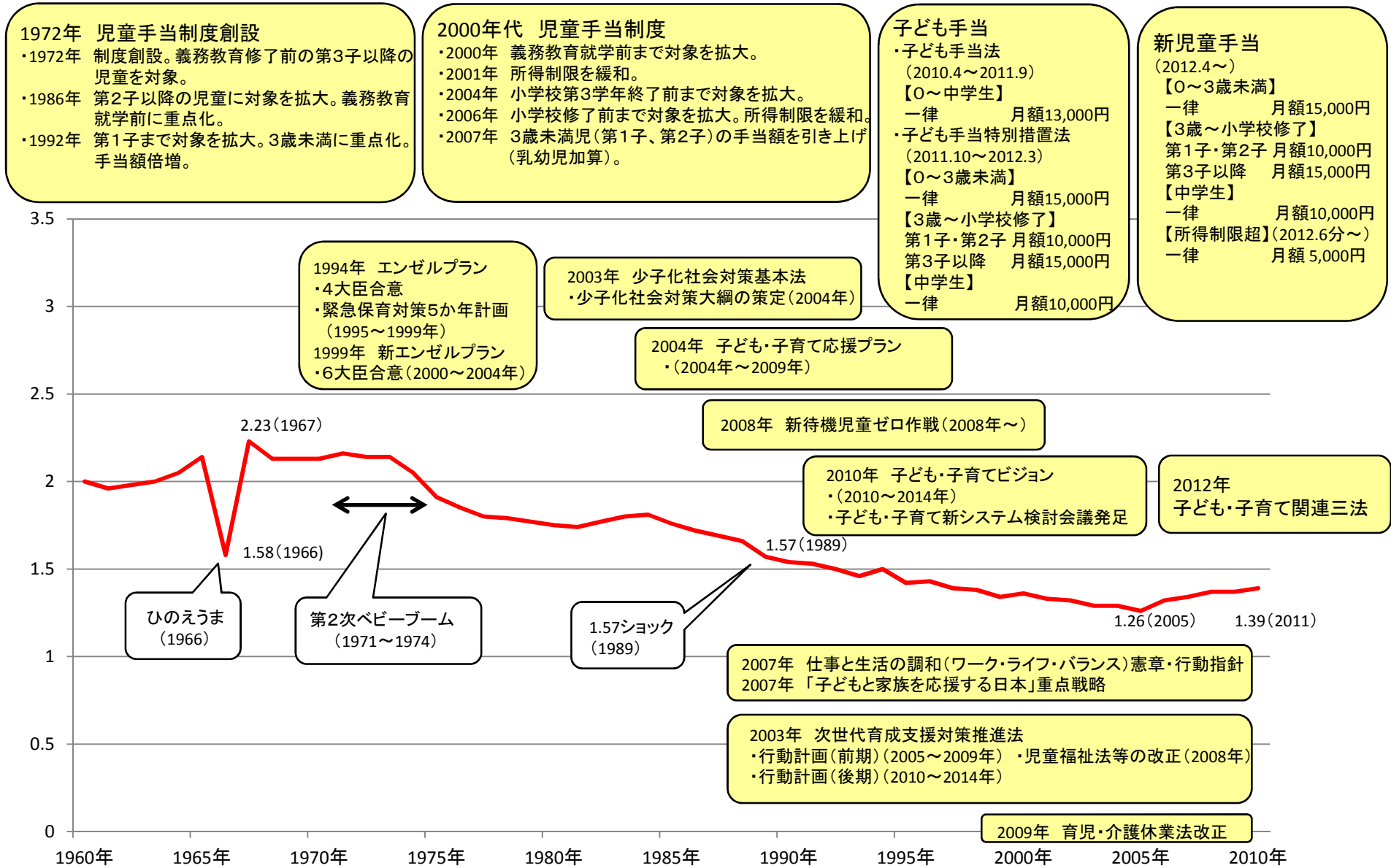


日本の出生率の推移と家族政策



1972年 児童手当制度創設

- 1972年 制度創設。義務教育修了前の第3子以降の児童を対象。
- 1986年 第2子以降の児童に対象を拡大。義務教育就学前に重点化。
- 1992年 第1子まで対象を拡大。3歳未満に重点化。手当額倍増。

2000年代 児童手当制度

- 2000年 義務教育就学前まで対象を拡大。
- 2001年 所得制限を緩和。
- 2004年 小学校第3学年終了前まで対象を拡大。
- 2006年 小学校修了前まで対象を拡大。所得制限を緩和。
- 2007年 3歳未満児(第1子、第2子)の手当額を引き上げ(乳幼児加算)。

子ども手当

- 子ども手当法 (2010.4~2011.9)
- 【0~中学生】 一律 月額13,000円
- 子ども手当特別措置法 (2011.10~2012.3)
- 【0~3歳未満】 一律 月額15,000円
- 【3歳~小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円
- 【中学生】 一律 月額10,000円

新児童手当 (2012.4~)

- 【0~3歳未満】 一律 月額15,000円
- 【3歳~小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円
- 【中学生】 一律 月額10,000円
- 【所得制限超】(2012.6分~) 一律 月額5,000円

1994年 エンゼルプラン

- 4大臣合意
- 緊急保育対策5か年計画 (1995~1999年)

1999年 新エンゼルプラン

- 6大臣合意 (2000~2004年)

2003年 少子化社会対策基本法

- 少子化社会対策大綱の策定 (2004年)

2004年 子ども・子育て応援プラン

- (2004年~2009年)

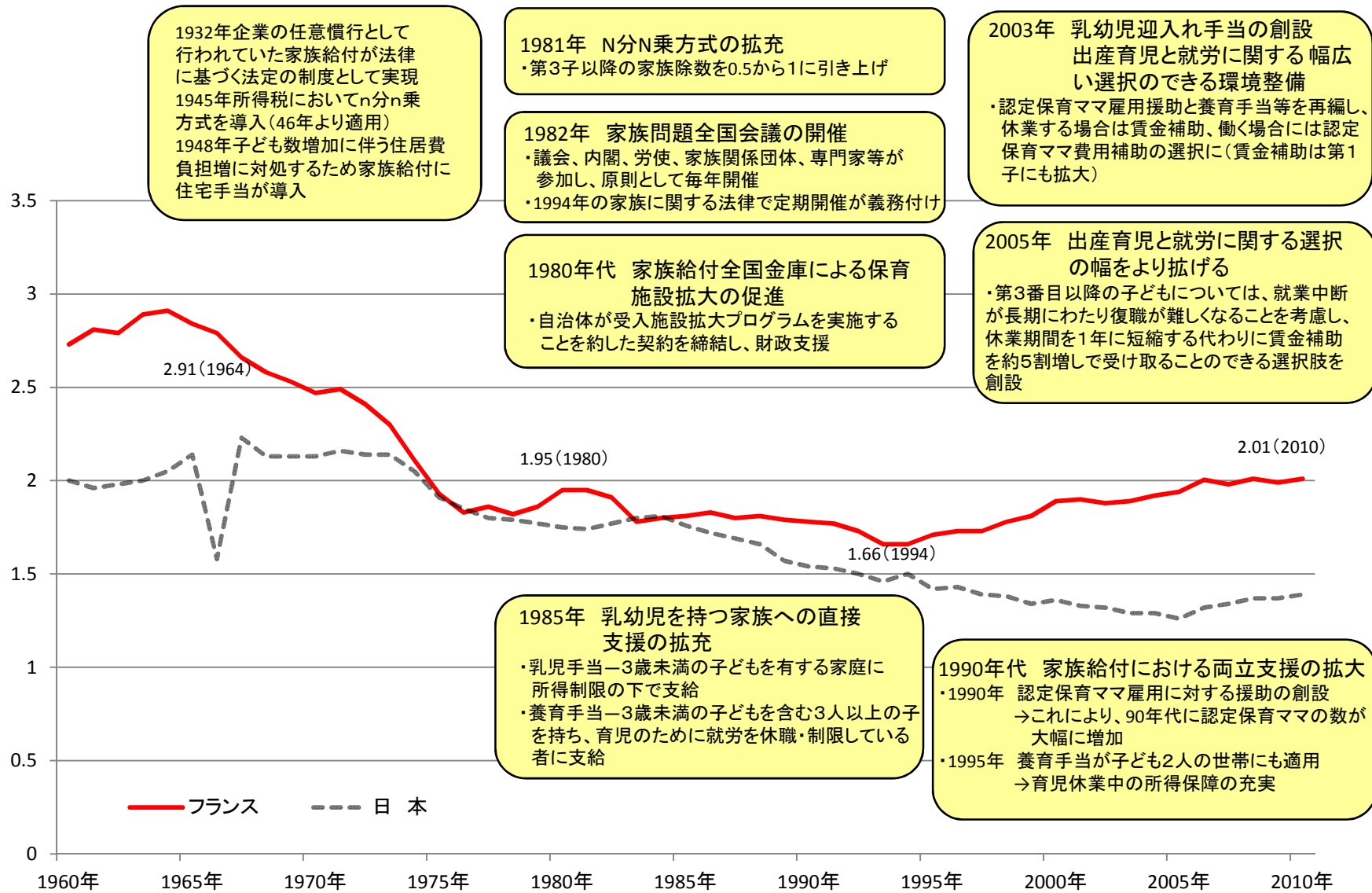
2008年 新待機児童ゼロ作戦 (2008年~)

2010年 子ども・子育てビジョン

- (2010~2014年)
- 子ども・子育て新システム検討会議発足

2012年 子ども・子育て関連三法

フランスの出生率の推移と家族政策



1932年企業の任意慣行として行われていた家族給付が法律に基づく法定の制度として実現
1945年所得税においてn分n乗方式を導入(46年より適用)
1948年子ども数増加に伴う住居費負担増に対処するため家族給付に住宅手当が導入

1981年 N分N乗方式の拡充
・第3子以降の家族除数を0.5から1に引き上げ

1982年 家族問題全国会議の開催
・議会、内閣、労使、家族関係団体、専門家等が参加し、原則として毎年開催
・1994年の家族に関する法律で定期開催が義務付け

1980年代 家族給付全国金庫による保育施設拡大の促進
・自治体が入入施設拡大プログラムを実施することを約した契約を締結し、財政支援

2003年 乳幼児迎入れ手当の創設
出産育児と就労に関する幅広い選択のできる環境整備
・認定保育ママ雇用援助と養育手当等を再編し、休業する場合は賃金補助、働く場合には認定保育ママ費用補助の選択に(賃金補助は第1子にも拡大)

2005年 出産育児と就労に関する選択の幅をより広げる
・第3番目以降の子どもについては、就業中断が長期にわたり復職が難しくなることを考慮し、休業期間を1年に短縮する代わりに賃金補助を約5割増しで受け取ることのできる選択肢を創設

1985年 乳幼児を持つ家族への直接支援の拡充
・乳児手当—3歳未満の子どもを有する家庭に所得制限の下で支給
・養育手当—3歳未満の子どもを含む3人以上の子を持ち、育児のために就労を休職・制限している者に支給

1990年代 家族給付における両立支援の拡大
・1990年 認定保育ママ雇用に対する援助の創設
→これにより、90年代に認定保育ママの数が大幅に増加
・1995年 養育手当が子ども2人の世帯にも適用
→育児休業中の所得保障の充実

スウェーデンの出生率の推移と家族政策

